

2025 年 5 月 1 日

各 位

東京青果株式会社

株主提案に関する書面の受領および

当該株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、当社株主である東京促成青果株式会社（以下、「提案株主」といいます。）より、2025 年 6 月 3 日開催予定の第 83 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）の目的事項に関し、株主提案（以下、「本株主提案」といいます。）を行う旨の書面を受領いたしました。

これを受け、当社として検討した結果、2025 年 4 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり、株主提案（ただし、当社および提案株主の双方が提案する議案は除きます。）に反対する旨決議いたしましたので、お知らせいたします。

本株主総会において当社のみが提案する取締役選任議案（第 3 号議案）並びに当社および提案株主双方が提案する取締役選任議案（第 6 号議案）は別紙 1 に記載のとおりであり、また、本株主提案の内容は別紙 2 に記載のとおりですので、ご参照ください。また、本株主総会において、そのほかに、第 1 号議案として「第 83 期計算書類承認の件」、第 2 号議案「剰余金の処分の件」、第 4 号議案「監査役 1 名選任の件」、第 5 号議案「退任取締役に対する退任慰労金贈呈の件」を上程する予定です。

なお、提案株主は、複数のメディアを通じて、事実無根の内容を流布する等、当社およびその関係者を誹謗中傷する行為を行っているものと見受けられ、当社取締役会としては大変遺憾であるとともに、提案株主に対して厳重に抗議する旨も申し添えます。

記

1. 本株主提案の内容

(1) 議題

第 7 号議案：取締役 6 名選任の件（※）

第 8 号議案：自己株式取得の件

第 9 号議案：剰余金処分の件

※なお、第 7 号議案に関して、提案株主からは「取締役 8 名選任の件」として提案されているところ、別紙 1 の第 3 号議案に記載のとおり、当社が提案する取締役候補者 11 名のうち 2 名は提案株主から提案された取締役候補者と重複していることから

ら、当該 2 名の取締役選任議案は、会社提案および株主提案である第 6 号議案として上程することを予定しております。そのため、第 7 号議案は、株主提案のみの取締役候補者 6 名に関する議案となります。第 7 号議案の議案名、並びに議案の要領および提案の理由については、それに伴う修正および当社注の追加をしております。

(2) 議案の要領および提案の理由

別紙 2 に記載のとおりです。

なお、各議案の議案名、議案の要領および提案の理由は、形式的な修正を除いて、「誤字・脱字」や「事実誤認」を含め、提案株主から提出を受けた書面の内容を「原文のまま」記載しております。第 7 号議案の議案名、議案の要領および提案の理由の修正および当社注の追加については、上記のとおりです。

2. 本株主提案に対する当社取締役会の意見（要約）

本株主提案に対する当社取締役会の意見の詳細については次頁以降に記載のとおりですが、結論としましては、当社取締役会において審議した結果、当社取締役会は、本株主提案の第 7 号議案から第 9 号議案までのいずれの提案にも反対する旨、全会一致で決議いたしました。

当社取締役会の意見を要約すると、以下のとおりです。

まず、第 7 号議案については、当社が提案する取締役候補者 11 名（現任 10 名、新任 1 名）は、これまで当社の企業価値向上のために様々な施策を実行してきた実績や、それぞれが専門性を有する分野における豊富な知見を有しており、当社としては、当社の提案する陣容こそが当社の企業価値向上のための取締役会構成として最適であると確信しております。また、第 7 号議案の取締役候補者のうち 5 名の社外取締役候補者は、いずれも当社社外取締役に求められる資質を有していないと考えられます。むしろ、提案株主が提案する経営体制を敷いた場合、これまで当社の業績が順調に推移している中で、突如として経営の連続性を欠くこととなり、当社の持続的な企業価値向上の妨げになるおそれがあります。したがって、当社取締役会は第 7 号議案に反対いたします。

次に、第 8 号議案および第 9 号議案については、当社においては、中長期的な企業価値向上のために必要な資金を確保しつつ、安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としており、当社が置かれている事業環境の下で、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現していくためには、積極的な事業投資とともに、財務健全性の確保が必要不可欠であり、そのための十分な手元資金の確保が必要であると考えております。具体的には、企業価値向上に向けた各種投資（設備・システムの更新、ペーパーレス化・DX 化、物流問題への対応等のための投資）や自然災害等の有事対応のために必要な資金を確保した上で、適正な範囲で株主還元を実施してまいります。これに対し、提案株主が提案する株主還元策（第 8 号議案および第 9 号議案）は、いずれも上記資金の必要性を考慮しない短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、これらの提案が可決されれば、当社

の持続的な成長を阻害し、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えております。したがって、当社取締役会は第8号議案および第9号議案に反対いたします。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見（詳細）

当社取締役会としては、第7号議案から第9号議案までのいずれの議案につきましても**反対**いたします。

（1）第7号議案に対する当社取締役会の意見

（ア）当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第7号議案に**反対**いたします。

提案株主意見	当社取締役会意見
川田家による長期支配体制となっている	当社は現経営体制の下で増収増益を継続しています。取締役会構成も専門性を重視し、その実績や資質の観点から最適な陣容と確信しています。
ガバナンス不全の状況である	監査役による監査および独立監査人による監査のいずれにおいても重大なコンプライアンス違反は確認されておりません。
優秀な人材が流出している	そのような事実は存在せず、根拠を欠いた指摘です。
DX など前向きな投資が行われていない	業務改革やDXは他社に先んじて積極的に実施しており、特に川田社長の体制下で最重要課題として改革を加速させています。
社外取締役を登用すべき	社外取締役の登用に否定的ではありません。ただし、当社の社会的責務を十分に理解した人材であることが前提であり、第7号議案の候補者はいずれも当社の社外取締役に求められる資質を有していないと考えられます。

（イ）反対の理由

当社が第3号議案および第6号議案において提案する取締役候補者11名（現任10名、新任1名）は、これまで当社の企業価値向上のために様々な施策を実行してきた実績や、それぞれが専門性を有する分野における豊富な知見を有しており、当社としては、当社の提案する陣容こそが当社の企業価値向上のための取締役会構成として最適であると確信しております。したがって、提案株主のみが提案する第7号議案の取締役候補者6名を取締役として加える必要は全くないことから、当社取締役会は当該6名の選任に反対いたします。

すなわち、当社の取締役会においては、これまで当社の事業内容に精通した取締役を中心に、迅速かつ的確、柔軟な意思決定が行われるとともに、適切な業務執行の監督が行われてまいりました。その結果、当社は過去3年間、増収増益を継続しており、特に当事業年度（2025年3月期）においては、取扱高、営業利益およびそれらの前事業年度からの伸び率が

いずれも過去最高となり、その結果、2022年に5か年計画として策定した中期経営計画を2年も前倒しで達成するに至っております。また、提案株主が指摘する「ガバナンス不全」の主張は事実誤認に基づく主張であって、当社のコーポレートガバナンスは有効に機能しており、監査役による監査および独立監査人による監査においても重大なコンプライアンス上の問題が指摘されたことはありません。このような定量的・定性的な実績を踏まえれば、現状の取締役を中心とした経営体制は「攻守」の両面を兼ね備えており、この体制を継続することこそが当社の企業価値のさらなる向上のために最適といえます。

これに対し、提案株主が提案する経営体制を敷いた場合、これまで当社の業績が順調に推移している中で、突如として経営の連続性を欠くこととなり、当社の持続的な企業価値向上の妨げになるおそれがあります。また、提案株主のみが提案する個別の候補者の当社取締役としての適格性（後記）を踏まえれば、提案株主が提案する経営体制が当社の企業価値向上に資するかは疑問を持たざるを得ません。

さらに、当社取締役会は、社外取締役を選任することについて必ずしも否定的ではありませんが、青果物卸売事業者である当社においては、青果物流通を通じて、生産者はもちろんのこと、出荷者、仲卸業者、小売業者および消費者等を繋ぐ「ハブ」として重要な社会的責務を担っていることから、仮に社外取締役を選任する場合でも、当社の社会的責務を十分に理解した人材の登用が前提となると考えております。しかし、提案株主が提案する社外取締役候補者5名は、それぞれの適格性（後記）を踏まえれば、いずれも当社の社外取締役に求められる資質を有していないと考えられます。

特に、提案株主のみが提案する取締役候補者のうち、候補者番号2の木内博一氏および候補者番号3の奥原正明氏の選任は、当社の企業価値に重大な悪影響を及ぼす懸念があります。すなわち、木内博一氏は提案株主と強い利害関係を有することから、同氏が当社の取締役に就任した場合には、当社の企業価値や一般株主の皆様の利益を毀損し、提案株主の利益のみを図るおそれがございます。また、奥原正明氏については、提案株主と関係が深いと推察される週刊ダイヤモンドの記事（『農水次官に奥原局長を抜擢、コメ政策改革の貫徹が試金石』2016年6月9日）にもあるとおり、JA全中（全国農業協同組合中央会）の解体をはじめとした農政改革の中心人物として、当社の主要取引先であるJA全農や各都道府県の農協中央会の経営を批判した経緯があります。このような背景を踏まえれば、同氏が当社の取締役に就任した場合、当社とJA全農や各都道府県の農協中央会の関係が著しく損なわれ、主要取引先との関係悪化を招き、ひいては当社の業績や企業価値に深刻な悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、提案株主の「提案の理由」には、「創業家でもない川田家による長期支配体制の下で、DXなどの前向きな投資は行わず・・・」との記載がありますが、当社は、同業他社に先んじてDX投資を含む様々な業務改革を行っており、特に川田光太氏の取締役就任以降は、その改革は更に加速度的に増しているのが実状ですので、提案株主の指摘は事実と反しております。また、「優秀な人材が流出」しているという指摘も事実誤認に基づく根拠を欠いた指摘です。

以上に加えて、当社取締役会として、第 7 号議案の各取締役候補者の選任に反対する個別の理由は、以下のとおりです。

① 赤石 英俊氏

赤石氏は、当社から当社子会社の東一川崎中央青果株式会社に出向し、現在同社の常務取締役として同社の経営を推進する極めて重要な任務を担っていることから、引き続き同社の業務に専念し、同社の業績向上に専念することこそが、当社グループにとって最適であると判断しております。そのため、当社取締役会は、同氏を当社の取締役として選任することには反対し、引き続き東一川崎中央青果株式会社の常務取締役としての職務に邁進いただくべきと考えております。

② 木内 博一氏（社外取締役候補者）

木内氏は、長年農業経営に携わっていますが、当社が生業とする青果物流通に精通していることを確認できないこと、これまで社外取締役の経験がないことから、当社の社外取締役としての資質には疑問があります。さらに、同氏が代表取締役を務める株式会社和郷は、提案株主保有のビルに入居しているなど、提案株主と強い利害関係を有することから、提案株主からの独立性および中立性の観点からも、当社社外取締役としての適格性に疑義があります。したがって、当社取締役会は、同氏の取締役選任に反対いたします。

③ 奥原 正明氏（社外取締役候補者）

奥原氏は、農林水産事務次官を務め、農業政策の改革に尽力されたとのことですが、青果物流通が専門ではないこと、社外取締役としての経験もないこと、および上記のとおり当社と当社の主要取引先である JA 全農や各都道府県の農協中央会の関係が著しく損なわれるおそれがあることから、当社社外取締役としての適格性に疑義があると判断しております。したがって、当社取締役会は、同氏の取締役選任に反対いたします。

④ 三輪 泰史氏（社外取締役候補者）

三輪氏は、農業界を熟知されているとのことですが、青果物流通を担う当社の企業価値向上に資する人材であるかは明らかではなく、また、社外取締役としての経験もないことから、当社社外取締役としての適格性に疑義があると判断しております。したがって、当社取締役会は、同氏の取締役選任に反対いたします。

⑤ 加藤 百合子氏（社外取締役候補者）

加藤氏は、日本の農業経営の改革に取り組んでおられるとのことですが、青果物流通を担う当社の企業価値向上に資する人材であるかは明らかではなく、また、同氏は、複数の会社を経営しており重要な兼職先も多数に上ることも踏まえると、当社社外取締役としての適格性に疑義があると判断しております。したがって、当社取締役会は、同氏の取締役選任に反対いたします。

⑥ 菅原 清暁氏（社外取締役候補者）

菅原氏は、農業関連法務に詳しい弁護士とのことですが、青果物流通を担う当社の企業価値向上に資する人材であるかは明らかではなく、また、当社には既に弁護士である監査役がおり、役員全体で見たときには専門性が重複しその選任の必要性も高くないことから、当社

社外取締役としての適格性に疑義があると判断しております。したがって、当社取締役会は、同氏の取締役選任に反対いたします。

以上のことから、当社取締役会としては、第 7 号議案に**反対**いたします。

(2) 第 8 号議案に対する当社取締役会の意見

(ア) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第 8 号議案に**反対**いたします。

提案株主意見	当社取締役会意見
手元資金を活用して自己株式取得を実施すべき	提案株主が提案する大規模な自己株式の取得は、青果物卸売業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば、当社の持続的な成長を阻害し、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えております。

(イ) 反対の理由

当社は、中長期的な企業価値向上のために必要な資金を確保しつつ、安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。

自己株式の取得については、株主還元策の選択肢の一つと認識しておりますが、当社が置かれている事業環境の下で、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現していくためには、積極的な事業投資とともに、財務健全性の確保が必要不可欠であり、そのための十分な手元資金の確保が必要であると考えております。具体的には、当社の中長期的な企業価値向上に向けた各種投資として、青果物を円滑に流通させるための老朽化した設備の更新や基幹システムの更新、ペーパーレス化・DX 化実現のためのソフトウェア投資、2024 年問題に起因した物流問題への対応、自動化による物流業務の効率化、従業員の生活水準の維持・向上、採用活動の強化・拡充のための対応などに資金が必要であると考えております。また、今後も環境が変化していく中で、当社の更なる成長のための投資は、さまざまな可能性の中から幅広く検討していく方針です。加えて、自然災害などの有事の際に社会インフラである青果物流通を安定的に維持・継続させるために必要な基幹システムや情報インフラの早期復旧や荷置場確保などの BCP 対応のための資金も、それぞれ確保しておく必要があると考えております。更に、当社が営む青果物卸売業は、天候により青果物の生育、品質、出荷量が左右され、それに伴う価格の乱高下等の不安定要素が存在する業種であります。今後社員一丸となって取扱高増加、利益確保に努力してまいり所存ではございますが、上記のような業種であること等も踏まえ、当社の 1 ヶ月程度の取扱高に相当する水準の現預金を確保しておくことが必要であると考えております。

これに対し、提案株主が提案する大規模な自己株式の取得（第 8 号議案）は、青果物卸売

業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば、当社の持続的な成長を阻害し、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えております。

したがって、提案株主が提案する大規模な自己株式の取得は、当社の企業価値向上の観点から不適切であると考えております。

なお、提案株主は、第8号議案の提案の理由において、当社が保有している株式を売却することによって手元資金を確保すべきとも述べています。

しかし、当社としては、出荷者や販売先との間で起こる青果物卸売業としての課題に対し業界全体が連携して対応していく必要があると考えており、青果物卸売業界の関係者との連携関係を強固にし、かつ、深めるために、同業他社や市場関係企業の株式を保有しております。この関係者との強固な関係構築が当社の安定した業績に繋がっていると認識しております。また、当社は、主要な取引先の株式を保有することにより、当該取引先との間で強固な取引関係を構築することができ、当社からの販売額が増加するだけでなく、出荷者に対して品質向上や出荷量の増量などのご提案を連携して行うことが可能になる等、相互の企業価値向上に繋がっております。加えて、金融機関の株式に関しましても、当該株式を保有することにより、当社の事業における万全な決済ルートを確保することができ、また、各種サポートをいただける強い関係性を構築する要因となっていることから、主要な取引先にご安心いただける当社の安定した決済業務に繋がっております。

このように、当社が保有する株式は、いずれも当社の中長期的かつ安定した成長および企業価値の向上に資するものであると考えており、当社が保有している株式について、上記のような観点を踏まえずに手元資金確保のために売却することは当社の企業価値を毀損するおそれがあると判断しております。

以上のことから、当社取締役会としては、第8号議案に**反対**いたします。

(3) 第9号議案に対する当社取締役会の意見

(ア) 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、第9号議案に**反対**いたします。

提案株主意見	当社取締役会意見
配当性向を40%程度とすることが適切である	当社は、中長期的な企業価値向上のために必要な資金を確保しつつ、安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としております。提案内容は短期的な視点に立脚して過剰な配当を求めるものであり、当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えております。

(イ) 反対の理由

第 8 号議案に対する当社取締役会の意見に記載のとおり、当社は、中長期的な企業価値向上のために必要な資金を確保しつつ、安定的な株主還元を実施していくことを基本方針としており、また、当社が置かれている事業環境の下で、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値向上を実現していくためには、積極的な事業投資とともに、財務健全性の確保が必要不可欠であり、そのための十分な手元資金の確保が必要であると考えております。

このような考えのもと、2025 年 3 月期の配当につきましては、安定配当の維持を基本としながら、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、普通配当として 1 株あたり 30 円、特別配当（中期経営計画早期達成記念配当）として 1 株あたり 5 円、併せて 1 株あたり 35 円の配当を実施することを第 2 号議案（剰余金の処分の件）としてご提案いたします。

また、当社はこれまでも、2021 年 3 月期には 1 株あたり 25 円の配当、2022 年 3 月期には 1 株あたり 30 円の配当、2023 年 3 月期には 1 株あたり 30 円の配当、2024 年 3 月期には 1 株あたり 33 円の配当を実施しており、中長期的な企業価値向上のために必要な資金を確保しつつ、安定的な株主還元の実現を図ってきております。

これに対して、第 9 号議案の提案内容は、1 株あたり 130 円の配当を求めるものであり、これは当社が適切と考える水準（1 株あたり 35 円）の約 4 倍にも上る過剰な配当を求めるものであります。このような第 9 号議案については、第 8 号議案と同様に、青果物卸売業の特性や当社の積極的な事業投資の必要性を考慮しない、短期的な視点に立脚したものと考えざるを得ず、このような提案が可決されれば、当社の持続的な成長を阻害し、結果として当社の中長期的な企業価値向上に繋がらないと考えております。

したがって、第 9 号議案に係る剰余金の配当は、当社の企業価値向上の観点から不適切であると考えております。

以上のことから、当社取締役会としては、第 9 号議案に**反対**いたします。

当社取締役会としては、第 7 号議案から第 9 号議案までのいずれの議案につきましても**反対**いたします。